

社会福祉法人豊響会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊響会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、この法人の代表理事として理事の中から選定され、この法人を主たる勤務場所として常勤し、就業規則に基づき職員の人事を総括し、定款、関係法令、この法人の諸規程に基づきこの法人の経営を統括する者をいう。
- (3) 専務理事とは、この法人の理事から選定され、この法人を主たる勤務場所として非常勤で、理事長の指示により法人実務の業務を行う者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、理事長以外の理事及び監事をいう。
- (5) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 役員がこの法人の職員としての立場を有する場合は、本規程に定める役員報酬の他に、その職務に応じてこの法人の給与規程に定める職員給与を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員及び評議員の報酬等の額は別表のとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年 9月 18日から施行する。

この規定は令和元年 6月 24日から施行する。

別表

その1 理事長の報酬

理事長の報酬は、月額 200,000円とする。

その2 専務理事の報酬

専務理事の報酬は、月額 50,000円とする。

その3 非常勤理事の報酬

理事会・評議員会出席の都度 税引後1人一律10,000円とする。

書面及び電磁的記録による決議を行った際も同様とする。

理事会・評議員会出席とは別にその他の法人の業務を行った都度

税引き後一日当たり1人一律10,000円とする。

その4 非常勤監事の報酬

理事会・評議員会出席の都度 税引後1人一律10,000円とする。

書面及び電磁的記録による決議を行った際も同様とする。

理事会・評議員会出席とは別に監査業務を行ったときは、

税引き後一日当たり1人一律10,000円とする。

その5 評議員の報酬

評議員会出席の都度 税引後1人一律10,000円とする。

附 則

この附則は平成29年 9月 18日から施行する。

この附則は令和元年6月24日から施行する。

この附則は令和4年6月25日から施行する。

以上